

第2期行財政改革プログラム 個別取組工程表

所管	上下水道			局	営業		部	営業		課
項目	7-4		水道料金及び下水道使用料の収納率の向上							
実施内容	民間事業者委託による滞納整理及び弁護士委託による未収金回収の活用により、効果的かつ効率的に徴収業務を実施するとともに、支払督促申立、訴訟、強制執行等の法的措置等の取組を推進し、収納率の向上を図る。									
目標	調定から5年経過後の収納率の向上 平成24年度 99.77% → 平成29年度 99.90% (平成27年度追記) 現年収納率の向上 平成24年度(上水98.63% 下水98.65%)→平成29年度(上水98.75% 下水98.77%)									
工 程	当初予定			26年度	27年度	28年度	29年度			
				民間事業者委託及び弁護士委託の管理・監督の強化						
				法的措置等の推進に係る事務の定着化		大口滞納者を中心とした法的措置等の推進				
				口座振替利用者の拡充						
	進捗状況 (実績・見込)			26年度	27年度	28年度	29年度			
				民間事業者委託及び弁護士委託の管理・監督の強化						
				法的措置等の推進に係る事務の定着化						
				大口滞納者を中心とした法的措置等の推進						
				口座振替利用者の拡充						
数 値 目 標			26年度	27年度	28年度	29年度				
	①収納率 (5年後)	見込	①(5年後)99.82	①(5年後)99.85%	①(5年後)99.87%	①(5年後)99.90%				
	②収納率 (現年)	実績	①(5年後)上水99.81% 下水99.78%	①(5年後)上水99.81% 下水99.77%	②(現年)上水98.74% 下水98.76%	②(現年)上水98.75% 下水98.77%				
実績	27年度	・検針、収納業者の指導強化・・・堺市上下水道局給水停止の取扱いに関する要綱（平成27年12月施行）を制定の上、本要綱に基づく給水停止解除時の交渉強化を実施 ・弁護士委託の有効活用・・・給水契約を解除した滞納者のうち、解除後3か月間督促や催告を行っても納付されない者（398件）及び給水停止が困難な集合住宅等（5件）の対応 ・徴収困難事案の法的措置等の実施・・・水道料金の支払督促申立て（3件）、下水道使用料の交付要求（40件）、財産調査（19件）差押え予告書送付（2件） ・分納誓約等による債権の保全・・・分納誓約（155件）、債務承認（34件） ・人材育成・・・局外の債権管理研修に参加及び弁護士による債権管理研修を実施 ・お客様宅訪問時の口座振替の推奨（通年）及びダイレクトメールによる口座振替推奨（堺区488件中33件が口座制に変更）								
単年度の 効果額見込 及び実績			26年度	27年度	28年度	29年度				
		見込	0.16 億円	0.24 億円	0.35 億円	0.38 億円				
		実績	0.14 億円	0.11 億円						
評価	27年度	C	課題	平成27年度より早期回収及び収納率向上のため、給水停止解除要件の厳格化に努めたが、今後はより効果的かつ効率的に債権の早期回収を行うため、さらに給水停止の厳格化等に取り組む。						
			改善策	未収金対策の強化を図るため、次のとおり取り組む。 1 総数管理を意識した債権管理の定着化 2 回収不能債権の整理						
評価基準			A:目標を上回って達成 B:目標を概ね達成 C:未達成							
備 確実な債権確保のため早期収納をめざした取組を平成27年度から行っていることから、現年の収納率考 考 に対する評価を行うこととした。										